

1 愛南町議会の解散について

令和6年10月20日執行の愛南町長選挙と愛南町議会議員選挙を同時選挙とするため、地方公共団体の議会の解散に関する特例法第2条の規定を適用し、愛南町議会を解散するため提出されたが否決。(賛成8、反対6、5分の4の賛成が必要)

地方公共団体の議会の解散に関する特例法

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、地方公共団体の議会の解散の請求に関する世論の動向にかんがみ、当該議会が自らすすんでその解散による選挙によつてあらたに当該地方公共団体の住民の意思をきく方途を講ずるため、地方公共団体の議会の解散について、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の特例を定めるものとする。

(議会の解散)

第二条 地方公共団体の議会は、当該議会の解散の議決をすることができる。

2 前項の規定による解散の議決については、議員数の四分の三以上の者が出席し、その五分の四以上の者の同意がなければならない。

3 第一項の議決があつたときは、当該地方公共団体の議会は、その時において解散するものとする。

愛南町議会 解散決議案を否決
町長と同時選ならず

愛南町議会は9月定例会最終日の13日、原田達也氏(無所属)が町議選を10月20日投開票の町長選と同時に進めようとしたが、議決案を否決した。議長を含む全議員(14人)の採決で賛成8、反対6となり、地方議会の解散に関する特例法が定める「出席議員の5分の4以上」(12人以上)に達しなかった。

(9面に関連記事)

反対派は「同時選の検討には大いに賛成するが、わずか1カ月前では新人の立候補が極めて困難になり、権利さえ奪ってしまう」新人が出られなければさらに議会の高齢化が進み、多様性が失われる。判断は新しい議員に委ねるべきだ」と主張。約1千万円の経費削減が目的なら議員定数を減らすなどする方が有効との意見もあった。

一方、賛成派からは同時選のメリットに加え「合併時の在任特例を適用した状態であり、早く本来の姿に戻すべきだ」「2年前から議論しようという話があった。身を切る覚悟で賛成する」との声が上がった。町民の85%が賛成したというアンケート結果を紹介し「その声を無視できない」とも訴えていた。

解散決議案は、原田氏が8月末の議会運営委員会に提出。9月13日に解散すること、町長選と来年4月23日の任期満了までに行われる町議選のずれを解消し、投票率向上や経費削減につなげる狙いがあった。

(山本憲太郎)

各町議の賛否は次の通り(敬称略)。

【反対】小林法子、石川秀夫、金繁典子、佐々木史仁、中野光博、吉村直城(以上無所属)

【賛成】尾崎忠一、喜喜山茂、吉田茂生、鷹野正志、原田達也、山下正敏、那須秀人(以上無所属)

池田栄次(公明)

2 損害賠償請求事件に係る和解及び和解金の額を定めることについて(太陽光発電関係)

和解条項(1)中 被告は、原告らに対し、●●により不許可処分を行った行為は、被告が行政手続上の手続を適法に行わず、かつ、同通知書記載の不許可理由が当時も存在せず、また現在までも存在しない事実を認め、改めて謝罪する。

質疑趣旨

- ・ 和解条項(1)中、不許可通知書記載の不許可理由が当時も存在せず、また現在までも存在しない事実を認め とあるが、

私が情報公開請求した、令和4年6月14日提出の裁判資料である愛南町準備書

面の 証拠説明書 乙 42 にある現地の状況写真からすると、写真とこの和解案の文言は誰が見ても、まったく正反対となっている。

現地を確認した職員が虚偽の事実を捏造することはあり得ない。なぜこのような文言となっているのか理由は、

- ・ 2021 年 7 月 3 日に起きた熱海土砂災害は危険な盛り土が原因と言われており、行政の指導のあり方も問題視され、これを踏まえて、盛土規制法が制定されている。

不許可という行政処分の方形式をとったことは誤りだが、現地を確認して行政指導した職員の行動は間違っているとは思わない。正しい。このような事実があることを主張して争うべきと思う。

(和解すればすべて愛南町に非があることになり、国家賠償法により職員にも求償されるおそれがある。こんなに弱腰の対応を続けるようであれば、職員は萎縮してしまい士気は高まらない。こんなことでいいのか。)

○ 明確な答弁は得られなかった。

国家賠償法

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

第二条 道路、河川その他の公の営造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、他に損害の原因について責に任ずべき者があるときは、国又は公共団体は、これに対して求償権を有する。

第三条 前二条の規定によつて国又は公共団体が損害を賠償する責に任ずる場合において、公務員の選任若しくは監督又は公の営造物の設置若しくは管理に当る者と公務員の俸給、給与その他の費用又は公の営造物の設置若しくは管理の費用を負担する者とが異なるときは、費用を負担する者もまた、その損害を賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、損害を賠償した者は、内部関係でその損害を賠償する責任ある者に対して求償権を有する。

第四条 国又は公共団体の損害賠償の責任については、前三条の規定によるの外、民法の規定による。

第五条 国又は公共団体の損害賠償の責任について民法以外の他の法律に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

第六条 この法律は、外国人が被害者である場合には、相互の保証があるときに限り、これを適用する。

町長和解金負担明言

太陽光発電
損害訴訟 330万円「支払う覚悟」

△愛南町▽(13日・
定例最終)一般会計補
正予算3億9191万
円(累計173億34
98万円、前年度同期
比3.5%増)など8
議案を原案可決し、2
023年度会計決算10
件を認定。町と太陽光
発電事業者が係争中の
裁判の和解を決める議
案では、清水雅文町長
が「当初から全責任は
自分にあると言ってきた。
(和解金)330万

円を)支払う覚悟だ」と
と明言した。(3面参照)
和解について金繁典
子氏(無所属)は、事業
者に不適法な処分を行
った職員に対する「求
償権」の行使と責任所
在の明確化を求めた。
木原荘二副町長は「町
顧問弁護士(専門的知
見を得て、求償権の是非
や割合を決めていく)は
正式な和解後に進める」と答
え

た。清水町長自身が負
担するとの発言は、吉
村直城氏(同)の「町
長の退職金で埋め合わ
せしては」との質問に
答える形であった。
求償権とは別に事業
者との訴訟に発展した
責任を取るため、清水
町長の10月分の給料を
2割減額する条例案を
可決。また、町は閉会
後、不許可処分の事務
手続きに関わった当時
の環境衛生課長と担当

者の2人を減給10分の
1、1カ月とする懲戒
処分を発表した。
議員発議の国に防災
・減災、国土強靱化(き
ょうじんか)対策のさ
らなる推進を求める意
見書を可決。公用車事
故の和解の専決処分報
告もあった。
任期満了などに伴う
各種委員の推薦に同
意、選出した。

【人権擁護委員】井村光
男(68)▽御荘平城▽松井正
彦(67)▽内泊【選挙管理委
員】湯浅裕記(70)▽城辺甲
▽藤村雄二(69)▽御荘菊川
▽高木貴子(61)▽須ノ川
古川由理(56)▽久家(同補
充員)岡本健(67)▽正木
山口俊文(68)▽御荘平城▽
田原喜利恵(66)▽広見▽橋
岡政文(74)▽船越

- 3 令和6年9月4日判決 合和5年(行ウ)第3号 行政処分取消請求及び公文書全部開示請求事件について
 - ・争点1について 法解釈からすると納得できる部分はあるが、地方自治法の規定また議会会議規則は準則に則り定めていることなどを考慮すると、控訴し上級庁の審判を受けるべき。
 - ・争点2について、秘密会の議事録を裁判資料として提出することは、原告に公開することと同じであることからあえて提出しなかったものであり、判決はこの部分を考慮していない。
- 4 令和6年9月6日判決 令和4年(ワ)第47号 損害賠償請求事件について
 - ・原告が行った公文書開示請求が令和2年3月26日であることからすれば、その遅延(603日)は社会通念上一般人において受忍すべき限度を超えたものと言わざるを得ないことを理由として国家賠償法1条1項の責任を負うとの判決だが、そもそも遅れた理由はこれに係る裁判により遅延したものであり、被告がその責任を負う必要があるのか。